優良自動車運転者表彰規則の制定について

平成27年３月27日

例規（交総）第43号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和３年３月31日例規（務）第46号 | 　 |  |

この度、優良自動車運転者表彰規則（昭和58年公委規則第16号。以下「旧規則」という。）の全部が改正され、優良自動車運転者表彰規則（平成27年公委規則第11号。以下「規則」という。）が制定されたことに伴い、規則第６条の規定に基づき、次のとおり優良自動車運転者表彰の実施に関し必要な事項を定め、平成27年４月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、「優良自動車運転者表彰事務取扱要領の制定について」（昭和58年12月16日例規（交総）第49号）は、廃止する。

１　受賞資格（規則第３条関係）

(１)　第１号関係

「大阪府公安委員会の運転免許を受けている」とは、基準日（７月１日）現在、大阪府公安委員会の運転免許を受けているということであって、表彰の対象期間（初級表彰、中級表彰及び上級表彰にあっては基準日以前３年間、特別優良表彰にあっては基準日以前10年間。以下同じ。）中、継続して大阪府下に居住しているか否かを問わない。

(２)　第２号関係

「運転に専従している」には、運転を業としている場合に限らず、業務に関連して運転している場合又は通勤等で日常運転している場合を含む。

(３)　第３号関係

「運転免許の効力の停止処分を受けていない」には、当該処分に係る違反、事故等が表彰の対象期間前であっても、これに対する処分が、表彰の対象期間中に行われた場合又は表彰の対象期間前に行われた処分であっても、当該処分の期間が表彰の対象期間と重なる部分がある場合は含まない。

(４)　第４号関係

「警察等が大阪府下一斉に実施する交通の安全に関する施策」とは、大阪府警察及び関係機関・団体が主催する大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト（以下「チャレンジコンテスト」という。）をいう。

(５)　第５号関係

各級表彰の受賞順序は、初級からの積上げ方式とし、重複表彰及び飛越し表彰は行わない。

２　表彰の方法（規則第４条関係）

(１)　表彰状等の様式

初級表彰、中級表彰及び上級表彰の表彰状については別記様式第１号を、特別優良表彰の表彰状については別記様式第２号を、優良自動車運転者証については別記様式第３号を使用するものとする。

(２)　表彰の伝達

表彰は、警察署長が伝達して行う。

(３)　表彰の時期

表彰は、秋の全国交通安全運動期に行うこととし、交通関係機関・団体の協力を得る等効果が上がるよう配意すること。

３　表彰の申請等（規則第５条関係）

(１)　受付期間

交通総務課長が別途通知する期間とする。

(２)　表彰制度の広報

ア　警察署長は、日常の警察活動を通じて自動車運転者等に対し、本表彰制度の周知徹底を図ること。

イ　本表彰制度の広報資料は、交通関係機関・団体と連携して、有効に活用すること。

(３)　申請の受理

警察署長は、表彰の申請があったときは、次に掲げる申請書等の提出を求め、表彰受賞資格を確認し、資格を有すると認められる者について、申請を受理すること。

なお、イ、オ及びカにおいて提出を求める写しについては、必ず原本との照合を行い、内容に相違がないことを確認すること。

ア　優良自動車運転者表彰申請書（別記様式第４号。以下「申請書」という。）

イ　運転免許証の表面及び裏面の写し

ウ　規則第３条第２号に規定する「運転に専従している」ことを証明する書面又は自動車検査証、軽自動車届出済証若しくは標識交付証明書等の写し（申請書の運転専従証明書に証明がなされている場合を除く。）

エ　初級表彰、中級表彰又は上級表彰を申請する者にあっては運転記録証明書（５年間）、特別優良表彰を申請する者にあっては無事故・無違反証明書（これらの証明書については、自動車安全運転センターが前記(１)の受付期間中に交付したものに限る。）

オ　規則第３条第４号に規定する受賞資格を証明する次のいずれかの書類の写し

(ア)　安全運転管理者証若しくは副安全運転管理者証又は指定自動車教習所職員講習修了証

(イ)　安全運転講習受講等記録要領（平成16年９月24日例規（交総）第62号。以下「要領」という。）２の規定により受講事実を記録したカード等

(ウ)　チャレンジコンテストの参加の事実を証明する書面

カ　中級表彰、上級表彰又は特別優良表彰を申請する者にあっては、次のいずれかの書類の写し

(ア)　直近に受けた初級表彰、中級表彰又は上級表彰の表彰状

(イ)　要領３の前段の規定により交通関係の表彰の受賞事実を記録したカード等

(４)　申請書類の送付

警察署長は、受付期間終了後、交通総務課長が別途通知する期限までに、表彰の種類ごとに優良自動車運転者表彰申請者名簿（別記様式第５号）２部及び申請者が提出した前記(３)に掲げる申請書等を交通部長（交通総務課）宛てに送付すること。

４　受賞者の決定等

(１)　受賞者の決定及び通知

交通部長は、申請書類を審査の上、受賞者を決定し、交通総務課長を通じて警察署長へ通知する。

(２)　受賞者に対する連絡

警察署長は、前記(１)の通知を受けたときは、交通関係機関・団体等と連携して、速やかに受賞者に連絡する。

５　受賞の記録

警察署長は、表彰の受賞事実の記録の申出を受けたときは、その事実を確認した上、当該申出を行った者が持参したカードその他の用紙（当該者の氏名及び生年月日が記載されているものに限る。）に次に掲げる事項を記録すること。

(１)　受賞の年

(２)　表彰の種別（「初級表彰大阪」、「中級表彰大阪」、「上級表彰大阪」又は「特別優良表彰大阪」と記載すること。）

６　優マークの返納

(１)　所属長は、旧規則の規定に基づき優良自動車運転者章（以下「優マーク」という。）の交付を受けている者について、次に掲げる事由に該当することが判明したときは、優マークを返納させること。

ア　運転免許に係る行政処分を受けたとき。

イ　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に違反する等、優良自動車運転者としてふさわしくない行為があったとき。

(２)　所属長は、前記(１)の規定により優マークの返納を受けたときは、その年に返納を受けた優マークを取りまとめ、優マーク返納報告書（別記様式第６号）に当該優マークを添えて、翌年の１月15日までに交通部長（交通総務課）宛てに報告すること。

７　経過措置

(１)　この例規通達実施の際現に「優良自動車運転者表彰事務取扱要領の制定について」の規定により受賞者が決定している特定優良自動車運転者表彰の伝達及び時期については、なお従前の例による。

(２)　この例規通達実施の際現に「優良自動車運転者表彰事務取扱要領の制定について」の規定により特定優良自動車運転者表彰の伝達を受けている者及び受賞が決定している者に係る受賞の記録については、なお従前の例による。